

令和3年7月9日付け専決処分の不承認に伴う必要な措置等を講じます

龍ヶ崎市では、行政監察監を特定任期付職員として任用するにあたり、給料など人件費(630万2千円)を予算措置するために、令和3年7月9日に専決処分した事件(令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第7号))について、令和3年第3回龍ヶ崎市議会定例会にて市議会に報告したところ、「本件については緊急性が認められず、議会の招集が可能だった。」などとして、不承認となりました。

地方自治法第179条第4項の規定により予算に関する処置の専決処分が不承認となった場合、当該処置に関して「**必要と認める措置**」を速やかに講じる必要があることから、下記のとおり措置を講じますのでお知らせします。

龍ヶ崎市長 中山一生は、必要と認める措置として、説明責任を果たすという観点から当該専決処分を行った経緯と専決処分が不承認となった事実を本市公式ホームページや広報紙などを通じて、市民の皆さまへお知らせいたします。

なお、同項で規定する議会への報告は、次回の会議(第4回定例会)において報告する予定です。

■龍ヶ崎市長 中山一生コメント

令和3年第3回龍ヶ崎市議会定例会におきまして、専決処分の不承認及び、私に対する問責決議については、市長として大変重く受け止めております。

特に、行政監察監を設置しなければならない事情やその緊急性など、専決処分を行った背景についての説明が不足していたものと認識しております。改めて、お詫び申し上げます。

また、議会においてご指摘いただきました事項につきましては、真摯に受け止め、改善に取り組んでまいりたいと考えております。

- | | |
|-------|----------------------------|
| ■公表媒体 | ・市公式ホームページ 令和3年9月29日(水) |
| | ・広報紙「りゅうほー」 令和3年11月前半号掲載予定 |

- | | |
|-----|---|
| ■資料 | 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第7号)に係る専決処分の不承認とその後の措置等について |
|-----|---|

担当課

龍ヶ崎市 総務部 財政課
担当者：富塚・田中(とみつか・たなか)
連絡先：0297-60-1517(直通)